

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
	人権教育の推進							
	学校教育における人権教育							
ア	発達段階に応じた 人権教育の推進		【人権教室】 ・人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切にする気持や、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。 ・人権集会を通して、人権啓発を行う。	市民協働推進課 指導室		平成29年度は、市内中学校全校で1年生を対象に実施。 内容：人権擁護委員の講話及びビデオ上映 (題名：いじめをなくすために、今) 実施校 けやき台中学校 6月 6日6時限目 161名 愛宕中学校 6月15日5時限目 145名 御所ヶ丘中学校 6月19日4時限目 215名 守谷中学校 6月27日1時限目 126名 ・人権集会で人権メッセージやいじめ防止川柳の発表や、人権啓発ビデオを視聴し感想を発表した。学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。(随時)・「きらめきフォーラム」を開催し、市内小学生から高校生、その保護者が「SNS いじめ」について話し合い、撲滅に向けたメッセージを作成し、学校や地域社会へ呼びかけた。(8月) ・御所ヶ丘中学校区において、文部科学省主催の「いじめストップ！絆づくりプロジェクト」に取り組み、中学生を主体としたいじめ防止集会を各校で実施し、協働で「いじめ防止マニュアル(校区版)」を作成した。その成果を、全国いじめ問題子供サミットで発表した。(1月) ・「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。 ・NHKいじめを考えるキャンペーン「100万人の行動宣言」に参加した。 ・「守谷しぐさ」を活用して、相手意識や公共のマナーについて理解を深めた。		・学校と協力して生徒への人権啓発「おもいやり」「ゆうき」「やさしさ」「いじめ」について考える機会を設けることができた。今後も継続して実施していくことが効果に繋がっていくと考える。 ・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まりつつある。特に、いじめ防止に関しては、「きらめきフォーラム」に象徴されるように、児童生徒主体の活動が展開されている。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。
			【人権メッセージ等の募集】 憲法で保障されている国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。	市民協働推進課 指導室		市内小・中学校から約200点を募集し、人権習字39点、及び人権メッセージ48点の入選者を選出。人権週間(12月4日～10日)に合わせて市役所ロビーにて展示。その後、文化会館にて1週間展示。その他、入選者の作品を冊子にし、入選者及び各学校に配付した。 ・人権作文コンクールに向けて、人権を意識した作文を書き出品し人権意識の向上や日常化を図った。(8月、9月) ・人権週間の取組の一環として、小学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、作品を掲示し人権に関する環境を整えた。また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。(5～10月)		
			【マナーアップ推進事業】 ・各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。	指導室		・いばらき教育の日(11月13日)に守谷駅において、小中高と地域が一体となってあいさつ運動を行った。 ・各小中学校におけるのあいさつ運動に加え、各中学校区での小中高と地域合同での活動に積極的に取り組んだ。異学年交流を通して、コミュニケーションやあいさつの大切さを理解できるようにした。		
			【総合的な学習の時間における人権教育の実施】 ・男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行ったり、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施したりする。	指導室		・小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。		
イ	学習内容及び指導 方法の充実		【人権教育研修講座】 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催する。	市民協働推進課		8月3日 つくば市高山学園中等部の毛塚先生を講師に迎え、小中学校の人権教育担当者への講話を実施した。		小中学校の人権教育担当者に対して、人権、同和問題を正しく認識していくためにも、今後も継続して実施する必要がある。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
ウ	教職員の資質向上	【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に、毎年市及び教育委員会との共催により、外部講師による講演会を開催する。	学校教育課	当該事業は、隔年ごとに学校教育課と市民協働推進課で担当している(平成29年度は学校教育課で、茨城県人権推進室と共催)。 8月4日(金)守谷市中央公民館にて開催 演題 『あーよかったな あなたがいて』 ～「優しさ」という温かい貯金～ 講師 仲島 正教氏(教育サポーター) 参加者 417人	市内全教職員が参加するため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、人権の啓発、人権意識の高揚に寄与している。			
		【人権教育啓発】 ・初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育の理解と啓発を図る。	指導室	・4月20日(木)守谷市に初めて赴任する34名の教職員に対して、人権教育について概要説明を行った(人権教育研修講座)。 ・8月4日(金)市内の全教職員が市人権教育講演会に参加し、人権教育の理解を深めた。	・人権教育研修講座は、特に初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員に対しては非常に有効である。今後も実施を継続していきたい。			
社会教育における人権教育								
ア	家庭教育の充実	【家庭教育講座】 親として子育ての責任と大切さについて学ぶ。 【家庭教育講演会】 「子育て支援」事業の一環として、家庭教育の向上を図る。	生涯学習課	家庭教育講座 ・第1回「やる気スイッチの入れ方」5月18日(木)参加者29名 ・第2回「中学校に行ってみよう～授業参観・説明・懇談」6月2日(金)～9日(金)参加者89名 ・第3回「ふるさと守谷を知ろう～八坂神社の祇園祭、他～」7月3日(月)参加者30名 ・第4回「個性を伸ばす」8月8日(火)参加者28名 ・第5回「小学校に行ってみよう～授業参観・説明・懇談」9月12日(火)～14日(木)参加者92名 ・第6回「子育てと子どものしつけ」10月13日(金)参加者16名 ・第7回家庭教育講演会「魔女おばさんの子育て」11月18日(土)参加者17名 託児室開設幼児4名利用 ・第8回「子どもの成長段階と子育て～人権教育作文を活用～」12月16日(土)参加者12名 ・第9回「やる気を育てる」1月27日(土)参加者17名 ・第10回「心を育てる」2月24日(土)予定 ・第11回「反抗期と親のイライラ期」3月17日(土)予定	「魅力ある講座とは」を考え開催していく。土曜日の講座開講の実績を基に、親子で参加する講座の実施を検討していく。 土曜日に開催することにより、父親、就労者や児童クラブ支援員等保育業務関係者の参加があった。			
イ	生涯学習機会の提供	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	生涯学習課	生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用:手編み、民謡、書道 定期使用以外:出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等 延べ1,191人	施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。			
		【公民館事業】 各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発を図る。	生涯学習課	・おもちゃ病院(毎月1回) 内容:子ども達のおもちゃ修理を通して、親子で物の大切さを学び、他者(修理する人)に感謝し、支え合って生活する大切さを知らせる。 ・とっとこクラブ 6月26日(月)15組参加、3月開催予定 内容:2歳児の親子を対象に、親子の関わり方やふれあうことの大切さを知らせる。 ・父母へのプレゼントづくり 5月4(日)13人参加 内容:小学生を対象に、家族を大切にし、感謝する心を醸成する。	各学習施設で学んだ技術等を地域の皆さんに呼びかけ、学びを通して地域づくりを行う必要がある。 親子や子どもを対象とした講座を通して、子ども達に日常生活の一番の基本ルールである「みんなが幸せに生きる」ための心の醸成と実践活動ができた。			
ウ	人権教育を推進する指導者の養成	【人権教育研修講座】〔再掲〕 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催する。	市民協働推進課	8月3日 つくば市高山学園中等部の毛塚先生を講師に迎え、小中学校の人権教育担当者への講話を実施した。	小中学校の人権教育担当者に対して、人権、同和問題を正しく認識していくためにも、今後必要である。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
	人権啓発の推進							
	市民への人権啓発							
	ア 学習機会の提供		【人権教育講演会】〔再掲〕 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に、毎年市及び教育委員会との共催により、外部講師による講演会を開催する。	学校教育課		当該事業は、隔年ごとに学校教育課と市民協働推進課で担当している(平成29年度は学校教育課で、茨城県人権推進室と共催)。 8月4日(金)守谷市中央公民館にて開催 演題 『あーよかったな あなたがいて』 ～「優しさ」という温かい貯金～ 講師 仲島 正教氏(教育サポーター) 参加者 417人		市内全教職員が参加するため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、人権の啓発、人権意識の高揚に寄与している。
	イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用		【広報もりやの活用】 「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。	市民協働推進課		広報もりや、広報モニターを活用し人権啓発を行った。 7月10日号 人権教育講演会のお知らせ 10月10日号 行政相談週間のお知らせ 11月25日号 人権週間のお知らせ予定 1月10日号 人権週間街頭啓発キャンペーン		多様な啓発媒体の活用について、平成30年度は市政情報モニター等の利用を積極的に実施する必要がある。
			【館内掲示・市ホームページ活用】 人権週間に併せて行う「文化会館人権啓発研修会」を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。	市民協働推進課 (文化会館)		【館内掲示・市ホームページ活用】 12月の人権週間に併せて開催した「文化会館人権啓発研修会」の様子をホームページで紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知。また、館内掲示も行う。 12月2日(土)文化会館 演台 アンパンマンのマーチに学ぶ人権 講師 井上 忠志氏 参加者 50名		・人権啓発研修会を実施するため、茨城県教育委員会の事業である人権教育講師派遣事業を活用し、講師謝金を支出せずに開催することができた。 ・上記研修会及び利用者説明会において啓発を行い、利用者や近隣住民にむけて人権啓発活動を図ることができた。
	ウ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実		【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 守谷市における人権施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。	市民協働推進課		2月28日(水)第一回守谷市人権施策推進協議会を開催。各課における人権に関する各施策の推進の取り組みや、平成29年度の事業の進捗状況について報告		守谷市人権施策推進基本計画に基づく各施策については、人権施策推進協議会で検証し、より効果的・効率的に取り組んでいくシステムを構築していく必要がある。
			【街頭啓発キャンペーン】 商工会まつり(9月30日)や人権週間(12月4日～10日)にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。	市民協働推進課		9月30日(土) 守谷駅西口広場(商工会まつり)において、人権擁護委員4名、職員による人権啓発活動を実施。チラシ及び啓発グッズ(300セット)を配布した。 12月8日(金) 市・教育委員会・人権擁護委員・市内中学生による街頭啓発キャンペーンを実施。守谷駅及び市内店舗(5箇所)で啓発用品(ボールペン1,000本)及びチラシを配布した。		街頭啓発キャンペーンは、特定の人だけではなく幅広い市民に対し、人権問題の大切さを理解してもらえる場として今後も必要である。
			【隣保館運営事業】 茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品の配布。また、守谷市文化会館単独での啓発用品の配布。	市民協働推進課 (文化会館)		茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品を配布した。(通年実施) また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品を配布した。(通年実施)		・啓発用品の予算は縮小傾向にあるので、熟慮し効果的な啓発用品を購入する必要がある。 ・啓発により来館した市民に人権意識の向上が図ることができた。
	企業等への人権啓発							
	ア 企業内人権研修への支援		【人権研修会への支援】 企業における人権学習・啓発について、茨城県人権啓発推進センターやハローワーク常総と連携を図り、講師派遣等の支援を行う。	市民協働推進課		平成29年度においては、企業における人権学習実施の問い合わせはなかった。		企業における人権学習・啓発について、市から情報を発信していく必要がある。また、事業主に対して、就職差別について「公正な採用選考」についての啓発も必要である。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
イ	就職の機会均等の確保		【職業相談事業】 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催する。	市民協働推進課 (文化会館)		年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 平成29年4月～平成30年1月における相談会の参加者 8人		・新たにホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、相談人数はほぼ横ばいである。 ・身近な場所での相談会で就職や職業訓練などの情報を得られ、雇用促進と職業の安定に寄与している。地域住民に向けた相談会ではあるが、一般女性の子ども連れでの利用もあり、育児中の女性の再就職・社会復帰支援の一助となっている。
	相談・支援体制の充実							
	相談・支援に関する取組の充実		【人権相談】 人権擁護委員が市民の人権にかかわる相談に応じ、適切な指導助言を行う。 (家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続、借地借家、金銭貸借、登記、その他)	市民協働推進課		平成29年度:相談日は4・5・6・7・9・10・12・2月 全8回 今年度1月までに、DVや家庭内の問題の相談が4件あり、必要に応じて関係機関と連携し適切な助言に努めた。		相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携が必要である。
			【法律相談】 市民が抱える法的措置の必要な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第3木曜日(原則)に開催する。	市民協働推進課		平成29年度:相談日は原則毎月第3木曜日 全12回 今年度1月までの相談件数は78件(主な相談内容は、相続・離婚・隣人とのトラブル等)		弁護士から法的解決策を教わるができる制度であり、問題を抱える市民にとって大きな役割を果たしている。
			【行政相談】 市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行う。	市民協働推進課		平成29年度:相談日は原則毎月第2月曜日 全12回 今年度1月までの相談件数は3件		相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携が必要である。
			【生活相談事業】 隣保館運営において、生活相談員を2名委嘱し、地域住民の生活上の相談対応を行う。	市民協働推進課 (文化会館)		市が委嘱した生活相談員2名により、地域住民の生活上の相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとり、地域住民の福祉の増進を図った。(通年実施) 1月末現在 相談日数(129日)、件数(139件)		・生活相談事業は国・県の補助金を活用した事業で、年々補助金が削減される傾向にある。 ・相談活動を通し、地域住民の福祉増進が図られている。
			【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前の子供の心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	指導室		・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日(9:00～16:00)で相談等を行っている。 ・今年度1月末現在の相談等の件数は以下のとおりである。 電話相談 110件 来所相談 299件 訪問相談・支援 116件		・アウトリーチ型の支援も含め、センターとしての機能を発揮しつつある。しかし、相談等の件数に対する人員が不足しており、時間をオーバーして業務に当たっていることもある。 ・相談等の件数に見合った施設の充実が早急に求められる。
			【適応指導教室の実施】 ・適応指導教室(『はばたき』)は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性を養い、自立心を培う援助を行う。	指導室		・今年度の入室生は小学生4名、中学生9名である。はばたきでは、児童生徒への支援だけでなく、保護者に対しても面談や相談を行っている。 ・学校との連携を密にしながら再登校に向けて指導・援助を行い、学校に登校できるようになった生徒もいる。		
			【児童発達支援】 発達に心配のある未就学児童及びその保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。	社会福祉課		1月末現在 相談件数729件 指導室、市教育支援センターと連携して、就学相談・学校見学を実施 保健センター、竜ヶ崎保健所と連携して、発達相談を実施 その他必要に応じて学校、保育所、幼稚園、家庭児童相談室、子育て支援センターとも連携を図り、多角的に支援している。		相談者からの相談に対し、関係機関と連携し、必要な機関との連絡調整や相談趣旨の確認を行い随時対応した。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
	女性の人権							
ア	男女共同参画を推進するための意識づくり		【男女共同参画への啓発・教育の推進】 ・市民、事業者、市役所職員の男女共同参画に関する研修に参加し、意識啓発に努める。 ・市内小中学校及び県立守谷高等学校を対象にデートDV防止のための啓発講座を行う。 ・男女共同参画絵てがみコンクールを実施する。	市民協働推進課		・広報もりやに男女共同参画コラムを隔月掲載 ・市内公立中学校において、デートDV防止講座を開催 開催日及び対象者数:6月5日守谷高校240人、7月10日愛宕中学校2年生120人、1月31日守谷中学校2年生117人 ・9月20日茨城県女性プラザにおいてワーク・ライフ・バランスについての研修会に市民、事業者、市職員24名が参加した。 ・夏休みに小学5年生と中学2年生対象に男女共同参画絵てがみコンクールを実施し、男女共同参画について考える機会を作る。入賞作品と応募作品を市民ホールで展示したほか、市内小中学校に啓発のための展示を実施。コンクール応募数:小学生696名、中学生640名		・多様な世代に多様な形式で啓発を行い、性別に関わらずお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画意識の醸成ができた。 ・絵てがみコンクールを若い世代のための男女共同参画についての啓発の機会とし、夏休み前に啓発を行い、更なる課題への認識を深めた上で絵てがみの作品づくりを行える様に配慮した。
			【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	市民協働推進課		守谷市男女共同参画推進委員会を3回開催		第三次守谷市男女共同参画推進計画策定にあたり、市民や各団体の代表者の意見を広く取り入れることができた。
			【道徳教育を中心とした男女平等教育の実施】 ・学習指導要領にある「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	指導室		・各学校において年間指導計画に基づき、道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。 ・様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。 ・保幼小中高一貫教育の取組の一環として、中学校区ごとに道徳教育計画を策定した。		・どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られた。異性を尊重し、互いに協力して助け合おうとする態度が養われている。
			【両親学級】 第1子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習をすることでパートナーとの関係を見つめ直し、夫婦の協力を考える場を提供する。	保健センター		年8回実施 1月末までに6回実施し、102組の夫婦が参加した。3月末までの参加予定は、128組		妊娠期から子育て期を通して、お互いのパートナーシップを考えるきっかけ作りの場となっている。体験や講義に夫婦で参加することで、今と今後について夫婦で考えていくことが、共有できたと好評を得ているので、今後も継続する。
イ	女性に対する暴力の防止		【DV被害者に対する支援措置】 随時DV被害者の相談業務を行う。必要に応じて各課との連絡調整、緊急避難の支援等を行う。	市民協働推進課		継続および新規相談として10件(延べ16件)を受理し、他市町村との連絡調整、関係課との連携等を図り、被害者およびその子どもたちの安全確保と支援を行った。		DV被害者に対する支援は緊急避難のみならず、避難後の生活のために子どもの福祉の確保や生活保護など福祉面での支援が必要になることが多く、相談にあたる職員の専門性の確保が課題である。現場での実践や研修への参加を通じ職員のスキルアップに努めている。
			【市営住宅配偶者被害者優先入居】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者を優先入居させる。	建設課		1月現在 該当者なし 3月末予定 該当者なしの見込		当市の市営住宅は66戸であり、被害者の優先入居は、空き状況により左右されるため、県営住宅との連携に努める必要がある。
			【住民基本台帳事務における支援措置】 DV、ストーカー行為等の被害者の保護のため、支援措置申出により、被害者(申出者及び併せて支援を求める者)に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課		1月末現在 支援措置実施件数 53件 申出者及び併せて支援を求める者 合計124名		ストーカー行為等の被害の増加が社会問題にもなっており、今後も継続して実施していくことが、被害者保護のため必要であり有効であると考えられる。
ウ	地域活動における男女共同参画の促進		【市主催の会議における保育ルーム設置】 市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。	市民協働推進課		「ママが活躍する“まち”」プロジェクト及び各種審議会において保育ルームを設置した。 29件 116名(平成29年の実績数)		市政への参加や協働のまちづくりのための事業に子育て中の世代が参加可能となった。
			【学校行事における男女平等教育の実施】 ・文化祭や運動会(体育祭)において、男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また、校外学習や社会科見学では、男女混合でグループを構成し、協力して見学や体験を行う。	指導室		・各種学校行事、教育活動を通して、男女混合のグループによる体験活動等を実施した。		・各種学校行事を通して、協調性や自己有用感などが養われている。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
ウ	地域活動における 男女共同参画の促進	【女性消防団員による火災予防活動の推進】 市民の防火・防災意識の向上を図るため、女性団員による街頭キャンペーン等を行い、火災予防の啓発に努める。		交通防災課	・火災予防パレード、駅前街頭キャンペーン等 実施回数:3回予定(10/1, 5人)(11/12, 7人), (3/5, 12人予定) ・消防出初式(1/6, 10人)		啓発活動の一環として、駅前街頭キャンペーン等を実施したことで、防火意識の高揚が図られた。	
		【女性交通指導隊による交通安全活動の推進】 女性の視点での交通指導や交通安全教室を行うことで、交通安全意識の向上に努める。また、市内交差点で立哨を行う。		交通防災課	・交通安全キャンペーン 実施回数:4回 (春 市民交流センター(3月28日, 80人)・夏 野目里塚交差点(7月20日, 45人)・秋 市民交流センター(9月21日, 90人)・冬 野目里塚交差点(12月2日, 65人)) ・交通安全教室 (市内幼稚園・保育園(所)・小学校など通年延べ参加人数6, 936人)		女性隊員による、きめ細やかな交通安全指導により、交通安全意識の高揚が図られた。今後、さらに多く活動の場を広げたい。	
エ	男女が働きやすい 環境づくりの推進	【審議会等委員への女性の参画促進】 第二次守谷市男女共同参画推進計画において、平成29年度までに、審議会等における女性委員の割合の目標値を34.0%としている。また、「各種審議会委員等の選考に関する運用基準」を設け、女性委員の登用を推進している。		総務課	審議会等委員への女性の登用状況 (4月1日現在) ・審議会等の数:48 ・総委員数:671名 ・女性委員数:216名(32.2%)		目標値(またそれ以上)の達成 審議会担当課、あるいは公募委員募集の際に広く周知徹底する。	
子どもの人権								
ア	健やかな成長を支える 教育環境の整備	【各種体験活動の実施】 ・児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。		指導室	・み＝身支度、そ＝掃除、あ＝あいさつ、じ＝時間を守る、からなる「みそあじ運動」「あじみ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・児童会・生徒会によるオレンジリボンキャンペーンを通して、いじめ防止を呼びかけた。		・児童生徒主体の委員会活動や係活動を通して、思いやりの心や協調性、責任感等が養われている。	
		【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 中学生の保育体験や職場体験、夏休み期間中の保育ボランティア等を積極的に受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会を通して、将来の職業に保育士を選んでもらうことや新しい家庭を持ち、命を育んでいくことの大切さを啓発する。		児童福祉課	主に市内中高生等を対象として保育体験や職場体験及び子育てボランティアの受け入れを行う。 内容:乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施した。 ※公立保育所での受け入れ人数(1月末現在) ・土塔中央 ボランティア 5名、職場体験 11名、街探検 18名、保育体験 286名 合計320名 ・北園 ボランティア 3名、職場体験 15名 合計18名		公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受け入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持った生徒もいた。 今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。	
イ	子どもの権利が尊重される 環境づくり	【人権を意識した校内環境づくりの充実】 ・校内掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検を行っていく。		指導室	・計画訪問(各校1回)の全体会において、校内掲示物や言語環境に対しての指導・助言を行った。		・校内掲示物に関して、人権を意識した適切な掲示物が作成されている。言語環境においては、教職員が更に意識して取り組んでいく必要がある。	
		【人権教育を推進するための教育計画作成・研修の実施】 ・人権教育の全体計画、推進計画、年間指導計画の見直しと計画的・継続的な研修を行っていく。		指導室	・各校、人権教育計画に沿って、教職員が人権意識を身に付け、一人一人を大切にした学級経営を充実させている。また、法律の理解、言語環境の研修等を実施している。		・人権教育における各計画の見直しは適切に行われている。今後は、学級経営に関して、児童生徒にとって人権意識が身に付いているか、客観的に確認できる調査を実施していく。	
		【情報発信と保護者・地域社会との連携】 ・学校・家庭・地域社会と連携を図り、人権課題の正しい理解と啓発活動を推進ために、積極的に情報公開を行い、信頼される学校づくりを進めていく。		指導室	・ホームページや各種「おたより」での情報公開、発信については、各学校とも積極的に行っている。 ・学校公開日や授業参観日を設定し、児童生徒の学校での様子を保護者が直接見られるようにしている。 ・各学校ともホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載している。		・情報公開、発信を通して「開かれた学校づくり」に努め、子どもの権利が尊重される学校づくりを継続していく。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
ウ	いじめや不登校等に関する取組	【各中学校区生徒指導部会の開催】 ・いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け、定期的に部会や研修を行う。		指導室	・必要に応じて、各中学校区3～4回の生徒指導部会を行い、いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。 ・各校の生徒指導部会に総合教育支援センター相談員が参加し、支援体制の強化を図っている。		・教職員の不登校に対する早期発見、早期対応の意識が高くなったが、学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。	
		【いじめ実態調査】 ・毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数、解消件数、継続支援件数、及び内容や援助指導の状況等を把握し、いじめの早期発見、早期対応に努めていく。		指導室	・教職員を対象とした「いじめ認知」に係る研修を実施(各校1回、計13回)した。 ・毎月各小中学校からいじめ認知調査査ついでの報告を受けている。 ・教育委員会と学校及び関係機関が連携し、いじめ防止に努めている。		・いじめ認知件数が増加している。各校、早期発見・対応に尽力している成果が見られる一方で、児童生徒の中に「いじめを許さない」という意識も高まってきている。 ・今後も継続支援が必要である。	
		【家庭児童相談事業】 家庭や学校の問題、育児の問題など、健全な児童育成、家庭福祉の向上を図るための相談を行う。		児童福祉課	児童相談(1月末現在) 相談件数126件 ※出張相談 南守谷児童センター(毎週金曜日) 守谷駅前親子ふれあいルーム(毎月第2金曜日)		子どもの問題や育児の問題など、様々な相談に常時応じ、丁寧に対応することで、不安の解消につなげることができた。 また、出張相談を実施することにより、親と身近な場所での相談を可能としている。	
エ	児童虐待の防止	【虐待の早期発見と予防の啓発】 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して、虐待を受けている児童や、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。		児童福祉課	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議、ファミリーサポートセンターのサポーター研修、民生委員児童委員会議、広報等で虐待の早期発見と予防の啓発をした。また、夫婦喧嘩を子どもの面前で行ったケースの際は、当該夫婦に子どもへの心理的虐待になる旨、説明しパンフレットを手渡し注意喚起を行っている。		虐待の有無にかかわらず、気になる家庭に対して、保健センターや学校等の関係機関や民生委員児童委員等からの連絡が増加している。 今後も虐待の未然防止、育児不安の解消を第一に考え、これらの家庭を支援する体制を堅持していく。	
		【児童虐待ネットワーク会議の実施】 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、ネットワークの強化、虐待事例の情報共有、虐待対応技術のレベルアップを図る。		児童福祉課	5月19日(金) 代表者会議 6月14日(水) 第1回実務者会議 11月20日(月) 第2回実務者会議 必要に応じて開催(1月末現在) 個別ケース検討会議27件		守谷市での虐待にかかる状況把握や困難事例の検討をするなど、ケース対応の向上に努めた。各機関と連携し、個別ケース検討会議を適宜開催しており、関係機関との連携や具体的な支援計画を立てて対応することができた。	
		【虐待等に関する相談】 家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。		児童福祉課	虐待等に関する相談(1月末現在) 要保護相談(虐待)34件 要支援相談(養護)54件		通報を受け、児童の安全確認を迅速に行い、必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りを行うことができた。	
		【住民基本台帳事務における支援措置】 児童虐待の被害者保護のため、支援措置申出により、被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。		総合窓口課	1月末現在 支援措置実施件数 0件		現在、支援措置申出はないが、事業として今後も継続し、申出があった場合には迅速に対応できる体制が必要であり、被害者保護のため有効であると考えている。	
高齢者の人権								
ア	虐待の早期発見・対応	【地域包括ケアシステムの構築】 高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。		介護福祉課	・「見守り活動等に関する協定」を新たに3事業所と締結し、50事業所による64箇所の見守り拠点を整備した。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 期日:9月26日 15事業所19名参加 内容:虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり ・市内事業所の職員を対象とした虐待対応の研修会を実施した。 期日:10月13日 35名参加 講師:茨城県社会福祉士会 加藤史子氏 内容:高齢者虐待の現状や定義、予防方法、各職種における役割 ・市認定調査員を対象とした虐待に関する研修会を実施した。 期日:1月30日 11名参加 内容:虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり		高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携を強化する必要がある。 それにより、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
ア	虐待の早期発見・対応		【高齢者権利擁護事業】 高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応や防止、養護者への支援を行う。	介護福祉課		・事業所の介護支援専門員、民生委員、家族、本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け、対応した。 平成29年4月～平成30年1月の実績:14件 平成29年4月～平成30年3月の見込:19件		
イ	権利擁護事業の推進		【高齢者権利擁護事業】 高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。	介護福祉課		高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け、対応した。 平成29年4月～平成30年1月の実績:15件 平成29年4月～平成30年3月の見込:20件		成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取り組む。 それにより、権利が守られ、自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。
			【成年後見利用支援事業】 成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に、市長が申立人になることや低所得者には市が費用の助成を行う。	介護福祉課		・守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、要支援者に対する支援を行った。 平成29年4月～平成30年1月の実績:0件 平成29年4月～平成30年3月の見込:1件		
ウ	地域での相談・支援体制の推進		【地域包括ケアシステムの構築】【再掲】 高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。	介護福祉課		・「見守り活動等に関する協定」を新たに3事業所と締結し、50事業所による64箇所の見守り拠点を整備した。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 期日:9月26日 15事業所19名参加 内容:虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり ・市内事業所の職員を対象とした虐待対応の研修会を実施した。 期日:10月13日 35名参加 講師:茨城県社会福祉士会 加藤史子氏 内容:高齢者虐待の現状や定義、予防方法、各職種における役割 ・市認定調査員を対象とした虐待に関する研修会を実施した。 期日:1月30日 11名参加 内容:虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり		高齢者虐待は、予防、早期発見・早期対応が重要であるため、医療機関、介護サービス事業所等との連携を強化する必要がある。 それにより、「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。
			【総合相談事業】 地域包括支援センターが、高齢者のあらゆる相談を受けるとともに、地域の相談窓口としての在宅介護支援センターに相談業務を委託する。	介護福祉課		地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、保健師、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士等が窓口、電話、訪問先等において、高齢者やその家族、民生委員等からの相談を受け、解決までの支援を実施した。 平成29年4月～平成30年1月の実績:388件 平成29年4月～平成30年3月の見込:504件		
			【認知症サポーター等養成事業】 認知症についての理解を深めてもらい、できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。	介護福祉課		自治会、商工会等の団体、学校等において実施した。 平成29年4月～平成30年1月の実績 14回、延べ847人 平成29年4月～平成30年3月の見込 15回、延べ960人		

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
	障がい者の人権							
ア	障がいのある人への理解促進と社会参加への支援		【障害者週間の周知】 障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日まで「障害者週間」が規定されているが、この期間中、庁舎正面に懸垂幕を掲出し、広報もりやに關係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。	社会福祉課		毎年12月3日から12月9日まで「障害者週間」の期間中市役所正面玄関に懸垂幕を掲出することにより障がい者への理解の促進を図った。12月4日に心のバリアフリーフェスタを市役所大会議室と中会議室において開催し、市民を対象に、障がいについての講演会のほか、福祉事業所、障がい児父母の会、手話サークルの活動発表行い、およそ100名の参加者があった。障がい者週間のほかに、10月28日に、商工会会員を対象に、障がい者の雇用促進を図るための勉強会を市役所大会議室において開催し、およそ30名の参加者があった。		健康スポーツフェスティバルの福祉部門が廃止されたことにより、障がい者団体の活動を周知する機会を確保する必要がある。また、障がい者週間を含む様々な機会を通じて、障がいについての理解促進の機運をさらに醸成していく必要がある。
			【就労移行支援事業の利用促進】 市内の事業所において就労移行支援事業を実施しており、ハローワーク常総と連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	社会福祉課		市内の5事業所(ケアステーション・モリヤ、レジーア、守谷市障がい者福祉センター、ゼロポイント、ワークショップリベルテ)において就労移行支援事業を実施しており、ハローワーク常総と連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っている。当市では、当該事業の利用者が約40名いる。		実際に就労に繋がるケースが少ないため、市において特別支援学校の生徒を実習生として受け入れている。
			【精神保健事業】 こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。	保健センター		精神保健福祉ボランティア養成講座 10月～11月にかけて施設見学、当事者との交流を5回実施し、34人の参加があった。3月にストレス等の講座を2回計画している。		偏見があることから、参加者の伸び悩みが見られている。
			【守谷駅自由通路及びペDESTリアンデッキの清掃】 障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。	建設課		障がい者2団体が自由通路を清掃する。 その2: 1月末実施111回 182人 3月末見込 24回 35人 その3: 1月末実施129回 120人 3月末見込 25回 23人 障がい者1団体がペDESTリアンデッキの清掃をする。 その1: 1月末実施 77回 176人 3月末見込 11回 35人		TX開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。
			【市職員への採用】 障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。	総務課		常時勤務の障がいのある市職員数 (平成29年6月1日現在) ・重度身体障がい者:3名 ・重度身体障がい者以外:3名		障がいのある市職員が働きやすい職場環境の整備(ユニバーサルデザインなど)。守谷市公共施設等総合計画において、施設改修時等に提案・検討していく。
イ	障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重		【成年後見制度利用支援事業の実施】 障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行っている。	社会福祉課		今年度の利用実績はない。		今年度も法律等の規定に基づき施策の実施を継続して実施しており、問題点等はない。
			【障がい福祉サービス利用の支援】 障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	社会福祉課		障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、また、窓口に関事業所のパンフレットを配布するよう便宜を図り、事業所の周知を図っている。		今年度も法律等の規定に基づき施策の実施を継続して実施しており、問題点等はない。
			【精神保健事業】 当事者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健センター		毎月1回の定例相談、随時の相談を実施している。相談内容は病気に伴う受診料や虐待等に関する事が主である。 定例相談 5回 随時相談 280回		他機関から自殺などのハイリスクな相談を多く対応している。
ウ	生活環境ネットワークの形成		【守谷市地域自立支援協議会の活用】 平成24年2月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に1回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。	社会福祉課		今年度は、5・7・9月に開催し、住み慣れた地域で重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図るよう協議を行った。		地域自立支援協議会の運営に関し、より積極的な支援ができるよう、障がい者や権利擁護等を専門的に協議する分野別部会の設置を検討する必要がある。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
エ	特別支援教育の充実	【インクルーシブ教育の実施】 ・インクルーシブ教育の理解促進と充実を図る。域内の教育資源を組み合わせ共有し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、一人一人の児童生徒に細やかな支援を行う。		指導室	・各校、年4回の校内教育支援委員会を開催している。個別に必要な合理的配慮の検討を行っている。また、実践や課題について共有化を図るとともに、各校の実態に応じた取組を推進している。		発達障がい児童生徒が等しく教育を受ける権利を保障していく意識が高まった。 委託のない状態でも、御所ヶ丘中学区において構築されたインクルーシブ教育システムを継続できるようにしたい。	
		【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前の子供の心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。		指導室	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて、支援活動を行った。 発達検査実施件数：未就学児童 16件 小学生 32件 中学生 16件 ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。		・相談等の件数に対する人員が不足しており、勤務時間を越えて業務に当たっていることもある。	
		【市教育支援委員会による調査、審議】 障がい児の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。		指導室	・年4回(7月、10月、11月、1月)教育支援委員会(委員15名、専門委員13名)を開催した。 審議件数：未就学児童 29名 就学児童生徒 59名 ・療育教室、保育所(園)、幼稚園等と連携し、教育相談員と未就学児の見取りを行った。		障がい児に対して、一貫した適切な教育支援が行えるため、「相談支援ファイル」を保護者に積極的に活用してもらえるようにすることが課題である。	
		【児童発達支援】 発達に心配のある未就学児童及びその保護者に対して、療育指導(個別指導・集団指導・水療育)を実施する。		社会福祉課 (こども療育教室)	1月末現在 利用契約者数 100名 延利用回数(指導回数)1,825回 利用日数(指導日) 194日		療育の実施により、対象児の発達や社会性の向上及び保護者支援により対象児の特徴や対応についての理解を促すことができた。	
オ	虐待の早期発見・対応	【障がい者虐待防止センターの設置】 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを市に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に2箇所確保し、緊急的な措置に備えている。障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。		社会福祉課	今年度は、発生事案はない。		虐待の認定に関し、その内容や虐待を受けた障がい者及び虐待を行った養護者への支援方法等について、緊急時に円滑に対処するよう具体的な処遇を県や関係団体と連携し、職員のスキルアップを図る必要がある。	
		【障がい者虐待防止への周知】 市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。		社会福祉課	市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図っている。		どのようなことが虐待に該当するのかの周知が必要である。	
同和問題								
ア	差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組	【同和対策啓発事業】 同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民一人ひとりが、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。		市民協働推進課	同和問題をはじめ、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別解消を図るため「人権教育講演会」や「人権問題職員研修会」を実施した。 同和関係運動団体が主催する研修会へ積極的に参加した。 茨城県対応4団体主催の研修会 10回 延べ110名参加		市民一人ひとりが、人権が尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自らの課題として捉え、豊かな人権感覚を育んでいくために今後も、人権啓発や研修会が必要である。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
	イ 就労、産業を支援するための取組		【職業相談事業】〔再掲〕 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催する。	市民協働推進課 (文化会館)		年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 平成29年4月～平成30年1月における相談会の参加者 8人		・新たにホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、相談人数はほぼ横ばいである。 ・身近な場所での相談会で就職や職業訓練などの情報を得られ、雇用促進と職業の安定に寄与している。地域住民に向けた相談会ではあるが、一般女性の子ども連れでの利用もあり、育児中の女性の再就職・社会復帰支援の一助となっている。
	ウ 地域交流を促進するための取組		【東板戸井集会所施設維持管理事業】〔再掲〕 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	生涯学習課		生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用:手編み、民謡、書道 定期使用以外:出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等 延べ1,191人		施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。
外国人の人権								
	ア 共生意識、異文化理解の促進		【国際交流推進事業】 青少年海外派遣、姉妹都市交流を行い、国際交流の推進を図る。	市民協働推進課		・6月7日～12日に姉妹都市グリーリー市から学生訪問団13名が来市し、市内一般家庭でのホームステイ受け入れを行った。 ・青少年海外派遣事業として、中高生10名、市民1名、職員1名をマインブルク市に派遣し、交流を行った。 ・6月24日ドイツ大使講演会を市国際交流協会との協働により開催し、102名の参加があった。		多世代にわたる交流、異文化体験の機会の創出を行った。
			【国際理解教育の実施】 ・英語活動や外国語活動の時間における様々な活動を通して国際理解教育の充実を図っている。 ・小学生対象の「ALTとあそぼう・話そう」を実施し、英語や外国文化に対して一層の理解を図る。	指導室		・小学校における英語活動や外国語活動、中学校における英語の授業を通して、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を図っている。 ・「ALTとあそぼう・話そう」は、6回(5、6、7、9、10、11月)開催し、述べ約420人の小学生が参加した。		・本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も保幼小中高一貫教育の観点から英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていきたい。
	イ 暮らしやすい環境づくりの推進		【外国人に理解しやすい情報提供】 外国人来庁時に職員、国際交流員による通訳を行い、利便性を高める。	市民協働推進課		転入、転出業務、生活保護相談、保育所入所申請、市営住宅入居申請などについて各課において通訳補助を実施。		通訳にあたる職員がやさしい日本語に関する知識を身に着けることで、外国人への情報発信や文書作成において外国人にもわかりやすい表現を用いることができる。
			【外国人用クリーンカレンダーの配布】 転入等に伴い、生活環境課で作成した、外国人用クリーンカレンダーの配布を行う。(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語)	総合窓口課 生活環境課		外国人の転入手続きの際、随時外国人用クリーンカレンダーを配布する。		多言語表記のクリーンカレンダーを配布することは、外国人の方に暮らしやすい環境を提供するため有効であると考える。
感染症・難病患者等の人権								
	ア 正しい知識の普及・啓発と理解の促進		【健康教育の推進】 保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健康」等の単元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。	指導室		保健学習や社会科の授業を通して、心身の成長、望ましい異性観などについて学習してきた。		・発達段階に応じた保健学習等を通して、も望ましい価値観の育成や、健やかな心身の成長に努めてきた。 ・今後も継続支援が必要である。
	イ 保健所等関係機関との連携		【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】 感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談について連携する。	保健センター		現在のところ、感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談はない。		今後相談ケースが発生した場合は、医療機関・保健所等と連携しながら援助していく。
刑を終えて出所した人の人権								
	偏見や差別の意識を解消するための啓発		【社会を明るくする運動の実施】 立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをするために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消するための啓発活動を実施する。	社会福祉課		取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し7月3日に中央公民館にて啓発映画会(参加者約400人)及び守谷駅にて駅頭キャンペーンを実施し啓発活動を行った。		啓発映画会と駅頭キャンペーンの実施により両会の活動及び更生保護活動を周知することにより意識の向上を図ることができた。 課題は、犯罪が低年齢化している中で、小学生への犯罪予防啓発活動が不足している。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(29年度)	(4)	課題、対策及び効果
	犯罪被害者等の人権							
	被害者支援に関する取組		【犯罪被害者週間の周知】 毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日までの一週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広報やHPに関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の置かれた状況等についての理解を深める。	社会福祉課		守谷市HPに掲載した。また、広報もりや11月10日号に掲載。 11月4日開催の犯罪被害者支援講演会のポスターの掲示及びパンフレットの配置(主催:(社)いばらき被害者支援センター、会場:県庁講堂、参加者:135名) 11月30日に取手警察署にて平成28年度取手地区被害者支援連絡協議会を開催(関係者16名出席)		課題としては、県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である(社)いばらき被害者支援センターや被害者の状況に関して、市民への広報が行き渡っていない状況があるため、引き続き啓発及び広報活動を実施する。
	インターネット等による人権侵害							
	ア 情報モラルの向上		【インターネット等による差別表現対応】 インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに適切な対応をする。	市民協働推進課		運動団体守谷支部の個人に対しインターネットブログへの事実無根の誹謗中傷書き込み事件があり、相手方への再三の警告(警察より)にも応じなかったため運動団体は裁判所へ訴訟。現在は示談となり書き込みは削除された。(運動団体からの協力依頼はなく、取組の報告を受けた)		まだまだ匿名性を利用したインターネット上での人権侵害はなくならないので、根気強く啓発していく必要がある。また、相談が寄せられた時には、関係機関と連携を図り適切に対応する。
			【情報教育推進委員会の実施】 ・研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これらを図る。	指導室		・年3回情報教育推進委員会を実施し、情報モラルに関する情報交換を行っている。有効な実践を共有化し、各校での実践を図っている。 ・各校、ICT支援員を活用した、発達段階に合わせたICT機器を活用した授業実践及び情報モラル向上の授業を行っている。		・情報モラルの必要性及びICT機器の利用及び効果については、教職員の意識が高まっている。 ・ICT機器の効果的な活用に関しては、今後の課題である。
			【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】 高齢者、視覚障がい者、子ども等が平等に情報を閲覧することが可能となるよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。	秘書課		・4月5日開催の新規採用職員対象の研修会において、アクセシビリティについて説明した。 ・ホームページの最終チェック時に、表現について再確認した。		・アクセシビリティについて研修会で説明し、参加職員から理解を得ることができた。 ・ホームページの最終チェック時の再確認で、二重チェックをすることができた。
	イ 学校における情報教育の推進		【メディア・リテラシー教育の実施】 ・小中学校ともに、特別活動等を利用し、メディア・リテラシーについて学習する。 ・外部講師を招きケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施する。	指導室		・各小中学校でケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施した。また、保護者の参加を呼びかける学校が見られた。 ・守谷市小中一貫情報教育指導計画を策定し、メディア・リテラシーについて発達段階に応じた指導が行われている。		・情報モラルに対する児童生徒の意識は高まってきた。 ・情報モラルの大切さを認識する一方で、携帯電話、スマートフォンを媒介としたトラブルが見られる。今後は、小学校の中学年や保護者も含めた啓発活動が重要である。
	その他の人権問題							